

小規模個人再生において住宅資金特別条項を定めた再生計画案の可決が信義則に反する行為に基づく場合に該当するか否かの判断に当たり、無異議債権の存否等を考慮することができることとされた事例

長谷部陽平
Yohei Hasebe

PROFILEはこちら

～最高裁平成29年12月19日第三小法廷決定～ [裁判例はこちら](#)

第1 事案の概要

再生債務者X(税理士)は、小規模個人再生手続を申し立て、住宅資金特別条項を定めた再生計画案を提出しました。再生債権者Yは再生計画案に「同意しない」旨を回答しましたが、債権者(議決権者)総数10名・議決権の総額約3705万円のうち議決権総額の過半数である約2000万円の議決権(無異議債権)を有する再生債権者A(Xの実弟)は回答せず、再生計画案は民事再生法230条6項により可決されたものとみなされ、認可決定を受けました。再生債権者Yは、Xが実際には存在しないAの債権を意図的に債権者一覧表に記載するなどして再生計画案を可決に至らしめたとして、再生計画案につき「決議が不正の方法によって成立するに至ったとき」(民事再生法202条2項4号)の不認可事由が存すると主張し、即時抗告を申し立てました。

再生債権に関する手続等を整理すると、以下のとおりです。

- ▶ 2013年2月、YがXに対し、債務不履行に基づく損害賠償訴訟(別件訴訟)を提起。
- ▶ 2013年12月、AのXに対する1999年10月10日付け金銭消費貸借に基づく2000万円の貸付金債権を被担保債権とする抵当権設定の仮登記がされる。
- ▶ 2016年4月、別件訴訟の控訴審において、約1160万円の損害賠償を認める旨の判決がなされ、確定する。
- ▶ 2016年9月7日、Xが再生手続開始の申立てを行う。再生手続において、Aの貸付金債権は無異議債権として手続内確定する。

第2 原審の判断

原審は、Xが実際には存在しないAの債権を意図的に債権

者一覧表に記載するなどして再生計画案を可決に至らしめた虞があり、再生計画案につき「決議が不正の方法によって成立するに至ったとき」(民事再生法202条2項4号)の不認可事由がないとは言えないとして、認可決定を取り消し、差し戻す旨の判断を示しました。

第3 本決定の判断

原審の判断に対してXが許可抗告を申し立てたところ、最高裁は、以下のとおり判断を示し、原審を支持しました。

- ▶ 小規模個人再生における再生計画案が住宅資金特別条項を定めた場合に適用される法202条2項4号所定の不認可事由である「再生計画の決議が不正の方法によって成立するに至ったとき」には、議決権を行使した再生債権者が詐欺、強迫又は不正な利益の供与等を受けたことにより再生計画案が可決された場合はもとより、再生計画案の可決が信義則に反する行為に基づいてされた場合も含まれるものと解するのが相当である。
- ▶ 小規模個人再生において、再生債権の届出がされ(法225条により届出がされたものとみなされる場合を含む。)、一般異議申述期間又は特別異議申述期間を経過するまでに異議が述べられなかったとしても、住宅資金特別条項を定めた再生計画案の可決が信義則に反する行為に基づいてされた場合に当たるか否かの判断に当たっては、当該再生債権の存否を含め、当該再生債権の届出等に係る諸般の事情を考慮することができることと解するのが相当である。
- ▶ Xは、本件再生手続に係る再生手続開始の申立てに当たり、債権者一覧表に本件貸付債権を記載して提出し、本件貸付債権は再生債権の届出をしたとみなされたものである。しかしながら、本件貸付債権は、Xが本件再生手続に係る再

生手続開始の申立てより16年以上前にその実弟であるAから2000万円の貸付けを受けたことにより発生したというものであり、本件仮登記が経由されたのは、別件訴訟の提起後で上記貸付けの時から14年以上を経過した平成25年12月であって、Xは、原審において本件貸付債権の裏付けとなる資料の提出を求められながら、借用証や金銭の交付を裏付ける客観的な資料を提出していないなど、本件貸付債権が実際には存在しないことをうかがわせる事情がある。そして、本件貸付債権については一般異議申述期間内に異議が述べられなかったため、Aは議決権の総額の2分の1を超える議決権を行使することができることとなり、本件再生計画案が可決されるに至っている。

以上の事情によれば、本件においては、Xが、実際には存在しない本件貸付債権を意図的に債権者一覧表に記載するなどして本件再生計画案を可決に至らしめた疑いがあるというべきであって、Xが再生債務者として債権者に対し公平かつ誠実に再生手続を迫る義務を負う立場にあることに照らすと(法38条2項参照)、本件再生計画案の可決が信義則に反する行為に基づいてされた疑いが存するといえる。しかるに、本件再生計画案の可決が信義則に反する行為に基づいてされた場合に当たるか否かについて、本件貸付債権の存否を含めた調査は尽くされていない。

第4 検討

1 本決定の意義

本決定は、小規模個人再生手続における再生計画案の不認可事由の判断にあたって、手続内確定した無異議債権の存否を判断することができるとの新判断を示した最高裁決定です。裁判所が、後見的地から、一度手続内確定をした債権の存否についても再調査・再検討し、民事再生手続の公

正性を担保することを明確に示した決定であると理解されま

2 不存在債権に基づく議決権行使

本決定は、再生債務者による信義則違反行為があった場合に不認可事由に該当し得る旨の判断を示しており、不存在債権に基づく議決権行使により再生計画案が可決された場合に須らく再生計画案を不認可にしなければならない旨を判断したものではありません。例えば、再生債務者の単なる調査不足(過失)により届出債権の不存在を看過した事案について再生債務者に信義則違反が認められる場合は多くないと思われる一方で、債権者が不存在債権の届出を行った場合でも、当該届出が債権と再生債務者の示し合わせに基づく事案については再生債務者に信義則違反が認められる余地があるものと思います。今後、個別事案の集積が期待されます。

3 通常再生手続

本決定は、再生債権につき手続内確定効のみが認められる個人再生手続事案に関するものです。他方、通常再生手続では、再生債権は、手続内確定に留まらず、再生計画の認可、不認可、再生手続の廃止、再生計画の取消しの各場合を通じ、再生債権者表への記載が実体的確定であって、確定判決と同一の効力を持ち、その記載により強制執行をすることができることとなります(法180条、185条、195条6項、7項、189条8項)。そのため、通常再生手続においても、手続を通じてひとたび確定した再生債権の存否を再生計画案の不認可事由の判断にあたって再検討できるかは、議論の残るところです。この点についても、今後、裁判所の判断が待たれます。